

社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会 移送サービス事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の方で通院・買い物等への交通手段がない方を対象に、移送サービスを実施することにより、在宅生活の継続を目的とする。

(事業の運営)

第2条 事業の実施及び運営は、社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会が行い、移送車両の運転は移送ボランティア登録者が行うものとする。

(利用者)

第3条 移送サービスの利用は、吉岡町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当し、協力者への依頼が出来ない者、困難な者とする。

- (1) ひとり暮らし高齢者
- (2) 高齢者世帯
- (3) その他会長が必要と認める者

(申請・登録について)

第4条 移送サービスを希望する者は、移送サービス申請書（別記様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(決定について)

第5条 決定した場合には、申請者に対して、決定通知書（別記様式第2号）により通知することとする。

(申し込み、取り消し及び変更について)

第6条 登録後の利用については、利用及び利用の取り消し又は変更するときは、速やかにその旨を事務担当者に報告しなければならない。

(利用の負担額)

第7条 車両は吉岡町社会福祉協議会所有のものを使用し、利用料は1回あたり300円とし、買い物をする場合は移送経路の店舗を利用し、また、通院・買い物等の待ち時間は45分以内とし、往復利用した場合は2回とする。

- 2 利用料の納付は、吉岡町社会福祉協議会が発行する利用券により行うものとする。
- 3 利用券は、サービスを利用する前に購入しておき、毎回利用時にボランティアに渡すものとする。

(利用の範囲)

第8条 移送サービスの範囲は、下記の通りを対象として、吉岡町社会福祉協議会を基点に、直線距離で概ね10km以内とする。

- (1) 吉岡町内の公共機関や商店等
- (2) 近隣の病院等

(事故報告について)

第9条 運転手はボランティア保険に加入する。車両等を損傷し、または滅失した場合は速やかに会長へ報告する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付則

1. この要綱は、平成19年 7月 1日から施行する。
2. この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

別紙

1. 利用料

①車両は何を使用しても、単価は同じである。

2. 運転者の履歴

①事故暦、違反暦を確認する。

②免許証のコピーをいただき、更新されているかの確認をする。

3. 車両

①使用車両は、8台とし、その中で空いている車両を使用する。

4. 安全運行の励行を行う。